The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜翻訳＞韓国国民の司法不信とその解消策の模索
Author(s)	鄭, 吉龍; 金, 明珉; 福井, 康太
Citation	阪大法学. 2007, 57(1), p. 133-146
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55258
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

韓国国民の司法不信とその解消策の模索

鄭　吉　龍*
金　明　珉**／訳
福井康太／監修

一　はじめに

韓国最高裁判所は、二〇〇三年十二月一八日から二六日まで、世論調査の専門機関M＆Cリサーチに依頼して、ソウル、釜山、大邱、仁川、光州、大田の六広域市に居住する二〇歳以上の一般市民一〇〇〇人を対象とする調査を実施した。この調査によれば、「刑事裁判は、裕福な人とそうでない人、社会的地位の高い人とそうでない人の間で、全く同様に正義にかない、公正に行われていると思うか」という質問に、一八・二％が「全くそう思わない」、六五・五％が「そう思わない」と回答するなど、全回答者中、八三・七％が「刑事裁判は不公正」だと評価している。これに対して、「そう思う」と「強くそう思う」という肯定的回答は、それぞれ一六・一％と〇・二％にすぎなかった。他方、「市民の司法参加によって、法の適用に市民の意識と感情を適切に反映させることができると思うか」という質問には、七八・六％が肯定的な回答をし、六五・二％が陪審員として裁判手続に参加する意

向があると答えている。[1] 以上の調査結果は、科学的方法による意識調査の一例であるが、実際にマスコミで報道されている内容や、私自身が一人の法曹としての経験から肌で感ぜられる結果も、この意識調査とほとんど異ならない。

私自身の経験を一例として挙げよう。最近でも、裁判所や検察庁の建物前で、捜査中や訴訟係属中の事件に関して、労働組合などの利益団体、市民団体、もしくは事件当事者本人やその家族が示威行動をする姿がしばしば見かけられる。また、正当な手続によらずに、有力政治家や高級官僚、さらには法曹ブローカーを通じて、担当判事や検事に請託を行い、事件を自分の思いどおりに解決しようとする人々も、しばしば見かけられる。私が裁判官として在職していた当時、長い間会っていなかった故郷の友人や学校の同級生から連絡が届いて「久しぶりに会おう」と言われ、会ってみると、とんでもないことに、請託を持ちかけられたことがあった。また、知り合いや親戚、友人から法律相談の依頼があり、直接会って話を聞いてみると、私自身や同僚裁判官の担当事件に関する請託を持ちかけられる場合もあった。さらに、私が裁判官や弁護士として勤務していた間、法曹ブローカーによる弁護士法違反事件は絶えることがなかった。最近では、裁判官の適法な審理に対して、法廷で怒声を上げて抗議する当事者がしばしば見られる。

以下では、韓国国民の司法不信の原因を私なりに分析し、そうした不信感を解消するための韓国裁判所の努力と、私自身が日頃考えていることを整理してみることにする。

二　司法不信の原因分析

（一）　国民の法に対する無知

まず、司法不信の大きな原因の一つとして、国民の法律に対する無知と、適法手続についての理解不足を挙げることができる。歴史上、大韓民国は、一九四八年の憲法公布をもって、はじめて西洋の成文法体系を導入することになった。それ以前の韓国国民の意識としては、信義を重んずる儒教倫理が広く定着し、人々は同一地域に密着して生活する農耕社会の文化に慣れ親しんでおり、相手を欺罔したり、約束を破ったりすることは大悪として排斥されてきた。そのような文化的伝統のなかで生活してきた韓国国民は、取引活動においてさえ、善意で容易に相対方を信頼してしまう傾向があり、後日発生するかもしれない紛争に事前に備える習慣は、なかなか形成されなかった。四〇年ほど前から、韓国の産業構造は農業中心から商工業中心へと変化し、また居住環境も農村型から都市型へと変化し、取引形態も単純な少額取引から複雑な多額取引を中心とする形態へと急速に変化してきている。従来からの国民の意識と習慣は、この変化に対応することができず、日常の取引活動において、その大部分がそのまま残っている。なかんずく民事訴訟法上の「証拠裁判主義」に反発を感じる国民が多いようである。取引活動を行うなかで紛争に巻き込まれた当事者が、十分に証拠を具備することができないうちに法廷に立つことになり、その結果、立証責任を負う事実について立証できず、真実とは異なる事実認定を受けることはありうる。だからといって、民事訴訟法が定めている証拠法則に基づいて事実認定をした裁判官に何らかの責めがあるわけではない。ただ義理と信用のみ拠り所とし、十分に証拠を揃えておかなかったばかりに敗訴を経験したことがある国民の心の傷はなかなか治癒されないだろう。

（二）法曹の不正があとを絶たないこと

しばしば指摘されることだが、裁判官が、弁護士や一般人から、盆正月の餅代、餞別金[2]、休暇費などの名目で金品を受け取ったり、彼らと金銭の貸借をしたり、酒食の供応や接待を受けるなどの行為が完全になくなったとは言い難いものがある。最近、そのような不正行為によって、高等裁判所の部長判事が身柄を拘束されるという事態が発生し、大多数の裁判官と多くの国民が、大きな衝撃を受けることになった。さらに、ごく稀にではあるが、弁護士、裁判所や検察庁の一般職公務員、あるいは有力政治家の一部が、判事や検事に請託を行うために、賄賂その他の利益を収受するといった、弁護士法等違反事件も発生している。こうした不正事件がなくならない限り、国民の司法不信が払拭されることは、期待できないだろう。

三　司法不信の解消策を摸索する

（一）国民に対する法啓蒙運動

⑴　生活法律の講習会活動

遅きに失するという感はあるが、最近になって、政府（法務部）と大韓弁護士協会、大韓法律救助公団などが、学校や職場、団体などに対する生活法律についての講習会活動を展開するようになった。こうした講習会を通じて、国民が法律に関する知識を深めるようになれば、国民の司法不信はかなり軽減されるのではなかろうか。

⑵　全法律のハングル化の推進

判決文をはじめとする裁判所の全文書がハングル専用とされたのは一九六一年以降のことである。当時最高裁判所長官であった趙鎭滿（チョ・ジンマン、一九〇三年～一九七九年）は、判決文をはじめとする裁判所の全文書を

ハングル化することを規定した最高裁判所規則（大法院規則）を公表した。規則公表当時には反対者も多かった。これは、政府の公文書もなおハングル専用とはなっていなかった時代のことであり、革命的な業績であったと言えよう。最近、韓国国会は、国民の法律に対する理解を深め、また電算機の日常生活への普及に対応して行政効率を向上させることを目標に、法律文書に関する統一基準である「法律文書のハングル化基準」を策定した。[3] 法制局もまた、国民の法令に対する理解に資するように、難しい漢字で表記された一千件あまりの全ての法令をハングルに書き換える作業を続けている。

（二）国民の司法参加

司法過程の民主的正当性を強化し、その透明性を高めることで、国民から信頼される司法制度を確立するために、国民が裁判手続に参加する陪審制や参審制などに関する検討が進められてきたが、このほど国務会議は二〇〇五年一一月二九日に「国民の刑事裁判参与に関する法律案」を決議した。同法案による国民参加は、陪審制と参審制の混合形態であると要約することができるが、陪審員には意見提示権のみ認められ、陪審員による裁判を受けるか否かの可否は被告人が決するとされる。[4] 同法律案は、二〇〇六年中に国会を通過すれば、二〇〇七年三月には施行される予定である。

（三）裁判官の精神的自衛

(1) 裁判所独立の断固たる意思をもつこと

大韓民国憲法第一〇三条は「裁判官は、憲法と法律とに基づき、その良心に従って独立して審判する」と規定し、

三権分立の憲法体制下での裁判所の独立を宣言している。裁判所の独立と、そこから導き出される裁判官の独立とは、法治主義の根幹に関わる原則であり、裁判官に要求される最も基本的な徳目であるとともに、義務でもある。最近では、特定の政治勢力や世論、市民団体、労働組合などの利益団体からの裁判所の独立がとりわけ重要視されている。一部の急進的政治勢力には、憲法と法律とを改革の対象と見なし、適法な憲法改正手続や法律改正手続によらず、憲法と法律とを無視しようとする傾向が見られるが、このような状況のもとだからこそ、裁判官は裁判所の独立を守る断固たる意思をもつ必要がある。

(2)　裁判官が高い道徳性を備えること

韓国国民は、日常生活や取引活動の中で出会う人々に対しては、ある種の同類意識[5]を持つためか、上述したように相手を簡単に信頼してしまう傾向がある。だが、これとは反対に、官僚などに対してはかなり排他的であり、不信感を抱く傾向がある。この傾向は、少数の支配層が多数の被支配層の上に君臨していたかつての王朝時代および植民地時代の経験、そして、近代化以降における歴代政権の独裁と官僚腐敗の歴史的経験と無関係ではない。このような意識構造のもとで、国民は、最終的な法執行機関であると同時に審判者である裁判官に対して、修道士に類するほどの厳格な道徳性と高度の自制を要求している。裁判官はそのような高い道徳性要求に応える必要があるのである。

(3)　公正を疑われるような行動の自制

「正義は行われなければならないだけではなく、行われていると見えるのでなければならない」(Justice should not only be done, but should be seen to be done) というイギリスの法諺に見られるように、裁判官がいくら公正に仕事を行っていても、国民にそのように見えなければ意味がない。最近韓国では、このような「公正性の外観」

について様々な議論があるが、それについていくつか例を挙げてみよう。まず、裁判官が退官後弁護士開業をする際に、開業祝いの宴会に同僚判事や検事が祝賀のために出席することを自制しようという議論がある。[6] また、弁護士や一般人が裁判官執務室を訪問する際に、訪問台帳に氏名、連絡先、面談時間、面談事由の記載を徹底するなど、裁判官執務室の出入管理を強化しなければならないという議論もある。[7] さらに、裁判官が同僚判事の特定事件を弁護する、いわゆる「官選弁護」を根絶しなければならないという反省もある。同僚判事に対して特定事件の請託まで行うようなことはないにせよ、当該事件について問い合わせること自体が公正な判断に悪影響を及ぼす恐れがあるという考えである。そこでは、他の裁判部の事件について誤解を招くようないかなる行動も慎むべきだということが議論されている。

(4) より説得力のある判決理由等の説示

さらに、当事者が関心を持つ事項、とりわけ刑事裁判における有罪判決の判決内容、量刑理由、保釈許否理由などに関する詳しい説示がないことも、裁判官の独立性、公平性について疑いを招く原因の一つだと思われる。[8] 判決理由等を積極的に明らかにすることで、裁判官の独立性と公平性についての国民の不信感は、大きく軽減されるにちがいない。

(四) 公判中心主義と口頭主義の徹底

従来、訴訟の審理においては、法定された原則的審理方法によることなく、民事訴訟の場合には訴状、答弁書、準備書面などの書面を重視し、また、形事訴訟の場合には被疑者訊問調書、陳述調書などの書面を重視して審理を行い、判決を導き出すという、問題のある訴訟慣行が存在していた。最近これが改められ、訴訟の審理は、公開の

法廷で公正かつ透明な手続によって進められるようになり、当事者は法廷で活発に攻撃防御を繰り広げるようになってきている。活発な攻撃防御を通じて実体的真実が明らかにされ、適正な判断が導出されなければならないという共通認識が形成されている。民事訴訟法と刑事訴訟法のいずれもが、法定の原則的審理方式である口頭主義と公判中心主義を充実させようとする方向に変化してきているのである。さらに、裁判官が、法廷とは別の調停室[9]に両当事者を招き、彼らと直接に向きあって、充実した自由な対話を通じて円満な紛争解決を図る「調停制度の活性化」は、一〇年ほど前から韓国裁判所が力を入れている試みである。

最近では、口頭主義の徹底と調停制度活性化について、目に見える成果が現われてきている。二〇〇六年八月二三日に、口頭弁論に関するモデル裁判部とされているソウル高等裁判所第八民事裁判部が二〇〇六年三月から同六月までの四ヶ月間に処理した一六六件の事件のうち、その六九・二％にあたる一一五件が調停・和解で終局されたことが明らかにされた。これは、およそ一〇件中七件程度が調停や和解で処理されたことを意味している。同裁判部の前年同期間の調停和解率が三六・三％に留まることや、他裁判所の調停和解率が二〇～三〇％台であることに鑑みれば、これは非常に高い数値であると評価できる。とりわけ、この数値は、口頭弁論活性化が本格的に開始される以前の一～二月の調停和解率（二三・七％）よりも三倍も高い。このように、調停和解率が上昇すれば、上告事件が減少するとともに、当事者に対する信頼確保も図ることができることが明らかとなり、まさに一石二鳥の効果が上がっていると評価されている。同裁判部は、二〇〇六年三～六月の間「処理事件対比上告率」が一〇％に留まっており、前年の同期間の上告率（三三％）の三分の一の水準まで減っている。[10]

（五）身柄拘束や保安処分などの処理基準の透明化および量刑基準の公開

しばしば批判されてきた量刑制度を改善するための方策として、国務会議は二〇〇六年三月七日「裁判所組織法一部改正法律案」、「刑事訴訟法一部改正法律案」、および「保護観察等に関する法律一部改正法律案」を決議し、国会に提出することにしている。[11] 量刑基準等の透明化が図られれば、国民の司法不信はかなり軽減されるのではなかろうか。

（六）法曹の不正を予防・根絶するための制度的装置の構築[12]

国民の司法不信を払拭するためには、度重なる法曹不正を予防し、根絶することが不可欠であった。そのため、二〇〇六年八月一六日、最高裁判所は全国裁判所長官会議を開き、以下の内容を主とする「法曹不正根絶対策」を準備し、制度的装置の構築を図っている。

(1) 裁判官倫理綱領の具体化および監察強化

まず、現行の抽象的・宣言的な裁判官倫理綱領を具体化して、七ヶ条からなる実践的な行為類型別の行動準則を制定した。また、倫理監察官室の組織拡大および人員補強を行い、事前予防的観察を強化するとともに、高等裁判所別の裁判官倫理委員会を設置することとした。

(2) 裁判官の懲戒関連制度およびその運営の刷新

つぎに、不正に関わった裁判官の懲戒を強化し、不正に関わった裁判官の依願退職を制限して、重大な事実が摘発されれば訴訟業務から排除することにした。また、こうした試みの一環として、二〇〇五年一二月一三日に国務会議で改正「裁判官懲戒法律案」が決議され、懲戒委員会に裁判官委員以外の外部委員の参加が求められるように

なった。[13]［なお、この制度は、二〇〇七年一月二八日から施行されている］。

(3)　公職者倫理委員会による懲戒・監察の審査

さらに、最高裁判所の公職者倫理委員会に監察・倫理審査機能を付与し、裁判官倫理綱領および詳細な行動準則に関する審査権限を与えるとともに、裁判官等を懲戒・監察する際の審議諮問機能を与えた。

(4)　縁故主義打破のための事件再配当制度の導入

裁判の公正を実現するためには、判事と弁護士との縁故関係は回避されなければならない。そこで、ある事件に関して担当判事と縁故関係にある弁護士が選任された場合、裁判長が裁判官の再配当を要求できることにし、裁判手続の透明化を図った。

(5)　裁判官の任用・再任の審査強化

裁判官の適切な任用・再任は公正な裁判の前提条件である。そこで、裁判官の再任審査時には、道徳性・清廉性などの審査を重点的に行うこととし、また、新規に裁判官を任用する際にも、現行の成績順の任用方式を改め、人格性と倫理意識などを重点的に考慮することにした。

(6)　不正を行った裁判官の弁護士開業の制限

二〇〇六年三月二一日に国務会議で決議された「弁護士法一部改正法律案」は、弁護士法第一一条（審査）に新たに第二項、第三項を設け、不正を行った裁判官が弁護士開業することを制限しようと試みている［二〇〇七年一月二六日改正］。同改正法律案によれば、弁護士法第七条第二項に基づいて弁護士登録を申請する者が、裁判官・検事等の公務員として在任中に懲戒嫌疑事実の発生により退職したものと認められる場合には、弁護士会は裁判所行政所長、法務部長官その他所属機関の長に懲戒嫌疑の内容、懲戒嫌疑事実に関する調査資料の提出、もしくは懲

戒嫌疑事実の確認などを要求することができるとされる。この改正案が国会を通過すれば、大韓弁護士協会は弁護士登録申請をしてきた退職裁判官が不正に関与しているということを理由に登録を拒否することができるようになる。

(7) その他

以上に加えて、法曹の不正根絶の一環として、すべての裁判官が履修する研修プログラムで倫理科目を拡充し、倫理教育の強化を図ることとし、また、訴訟関係者や一般人の裁判官執務室への出入管理を強化することとした。さらに、最高裁判所のホームページに「法曹不正申告センター」を設置すべきであるという意見も「法曹不正根絶対策」に取り込まれた。

四 おわりに

以上、韓国国民の裁判所に対する不信とその原因、不信の解消策などについて概観してきた。もっとも、この問題については、ここまで検討してきた論点以外に、さらに検討しなければならない多くの難題が残っている。裁判官の士気向上のための方策も、そのような難題の一つだと言える。最近、法曹の間から、裁判官職もいわゆる「3D業種」[14]になってしまったという、自嘲まじりの話題が上がっている。裁判官にも人間らしい生活をする基本的人権は認められるのであり、最高裁判所は自主的に対策を立てるばかりでなく、他律的な対策案にも耳を傾け、さらに、裁判官の福祉向上のための施策を図ることも必要である。加えて、国民とマスコミも裁判所のよい点を評価し、また大きな成果を上げた場合にはこれを賞賛し、裁判官の名誉感情に応える必要があると思われる。国民すべてが、裁判所は民主主義を支える三権分立制の三つの柱の一つであることを自覚し、そして、裁判所がその本来の役割を

果たすことができるように、国民それぞれが自分の立場で果たせる役割を適切に果たし、裁判所に協力していくことが必要であると思われる。

【付記】　本稿は、韓国・嶺南大学校法科大学の三教授を招聘して、二〇〇六年八月三〇日に開催された法学会講演会（平成一七―二〇年度科学研究費補助金基盤研究（A）「法曹の新職域グランドデザイン構築」研究会を兼ねる）の原稿の翻訳である。

＊　嶺南大学校法科大学教授。同法科大学院教授就任予定者。
＊＊　大阪大学大学院法学研究科博士後期課程大学院生。

（1）「法律新聞」二〇〇四年一月九日付、ジョン・ソンユン記者。

（2）韓国語で「餞別金」の辞書的意味は、「宴を開いて別れ去っていく人を慰労する意味で与える金銭」である。

（3）法律文書ハングル化の一般的基準はつぎの通り。①単純な漢字のハングル化を超えて、法文の用語や語句はもちろん法文の表現全体を改め、分かりやすいハングルで表現（ハングル純化を含む）するものとする。②難しい漢字式の用語、時代遅れの用語、権威的かつ非民主的な用語、日本式の漢字用語は使用せず、現行法でそのような用語を使用している場合には、ハングルに純化された用語に改める努力をする。③法文は略語の使用を避けて、分かりやすいハングルで表記するが、立法経済のためにやむを得ない場合には、用語定義などを通じて法文の中でその意味が明白になるようにする。また、学術用語や専門用語などはハングルで表記するが、必要な場合には括弧の中に専門用語を併記する。④ハングルだけで表記する場合に、その意味の伝達に混乱が予想される用語については括弧の中に漢字を併記するが、その際、その用語の初出箇所にのみ漢字を併記し、その後は同一用語については漢字併記をしない。⑤その他、法律案の立法形式においては、全ての法律案でハングル正書法によるハングル使用を原則とし、他の法律の題名を引用する場合はその法律の題名が漢字混用であってもそれをハングルで書くことなどを基準として提示している。

(4) 「国民の刑事裁判参与に関する法律案」の重要部分を抜粋しておく。第八条（被告人の意思確認）第一項「対象事件の被告人は、公訴書副本の送達を受けた日から七日以内に国民参与裁判を望むか否かの可否に関する意思が記載された書面を裁判所に提出しなければならない。」第一二条（陪審員の権限と義務）第一項「陪審員は国民参与裁判を行う事件について事実認定、法令の適用および刑の量定に関する意見を提示する権限がある。」附則一（施行日）「本法は二〇〇七年三月一日から施行される。」

(5) 「同類意識」とは、一定の社会階層や集団などで共有される意識のこと。自分が属する階層や集団の中で自分と他人を同類として感じ、強い連帯感と親密感を持つようになることをいう。

(6) 「法律新聞」二〇〇六年八月一七日付、キム・ベクギ記者。

(7) 「法律新聞」二〇〇六年八月二一日付、キム・ベクギ記者。

(8) 独立かつ公平な裁判所のための提言として、「法律新聞」二〇〇六年八月二一日付、クォン・オゴン判事。

(9) 調停は法廷では行われず、裁判官執務室や、別に用意されている調停室で行われる。裁判官執務室で調停が行われる場合には、執務室のソファーに判事と両当事者がテーブルを囲んで座る。調停室で行われる場合には、椅子の高さを等しく揃えた大きなテーブルを囲んで、判事と両当事者が座るようにされている。調停委員等が参加する調停の場合にも、判事や調停委員等と両当事者が大きなテーブルを囲んで座ることになる。

(10) 「法律新聞」二〇〇六年八月二四日付、キム・ベクギ記者。

(11) 「裁判所組織法一部改正法律案」は、新たに最高裁判所に「量刑委員会」を設置し、同委員会が量刑基準を設定し事前に公開するように試みる。量刑委員会の公開する量刑基準は法的拘束力を持たないが、裁判官はそれを参考にして判断を行う。裁判官が量刑基準で定められた範囲と異なる判決を行う場合には、判決書に量刑理由を記載するとされる。「刑事訴訟法の一部改正法律案」は、検事は起訴前に刑法第五一条の定める量刑条件に関する事項について調査しなければならないと定め、また、公訴が提起された事件について検事、被告人もしくはその弁護人が提出した資料等が量刑判断に十分ではない場合には、裁判所は補充的に調査官に量刑資料の調査を命ずることができるようにしている。「保護観察等に関する法律の一部改正法律案」は、検事から量刑条件に関する事項の調査を求められた保護観察所もしくはその支所の長は、当該事件を調査する保護監察官を指名しなければならず、指名された保護監察官は遅滞なく必要事項を調査し、調査

を求めてきた検事に報告書を提出しなければならないと規定している。[以上のうち「裁判所組織法一部改正法律案」だけが、二〇〇六年一二月二二日に修正・可決されている]。

(12) 最高裁判所の定める「法曹不正根絶対策」については、「法律新聞」二〇〇六年八月二一日付、ジョン・ソンユン記者。

(13) 大韓民国憲法第一〇六条第一項は「裁判官は弾劾または禁錮以上の刑の宣告によらなければ罷免されず、懲戒処分によらなければ停職、減俸その他の不利益処分を受けない」と規定し、これを受けて、裁判官懲戒法第三条第一項は「裁判官に対する懲戒処分は停職、減俸、譴責の三つとする」と定め、懲戒処分を限定列挙している。裁判官懲戒委員会については、裁判官懲戒法第四条第一項で「裁判官に関する懲戒事件の審議、決定のために最高裁判所に裁判官懲戒委員会（以下「委員会」という）を置く」と規定され、同第二項で「委員会は委員長一名と委員六名で構成し、予備委員四名を置く」と定められる［実際には予備委員「三名」として成立］。同法第五条第一項により「委員会の委員長は最高裁判所判事の中から、委員と予備委員は裁判官の中から最高裁判所長官がそれぞれ任命する」と規定される。

(14) 「3D業種」とは、もともとDifficult（難しく困難な）、Dirty（汚い）、Dangerous（危険な）職業だと言う意味の造語だが、これを裁判官に代入してみると、業務は多く困難であるゆえに高度の精神労働を強いられるのに比べると報酬は満足できる水準にはなく、様々な不名誉な誤解を受けながら、時には当事者の怒声と侮辱に耐えて調停と裁判に臨まなければならないにもかかわらず、万が一よからぬ誤解を受ければ、正式な手続によることなく、世論によって事実上の辞職を強要されもする危険な職業だということになろう。